

# I 政務活動費の充当について

## 1 基本指針

政務活動費は、地方自治法第100条第14項・第15項及び政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、長野県議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものである。

交付された政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例第7条別表に定める政務活動（以下「政務活動」という。）に要する経費であり、これに対して適切に充当されるべきものである。

また、長野県においては、条例の規定により、政務活動費が長野県議会における会派（以下「会派」という。）に対して交付されていることから、政務活動費を充当することができる政務活動は、会派が行う政務活動である。

このことから、会派として実施する政務活動を具体的に決定した上で、会派の政務活動を会派に所属する議員が分担して行う場合に限り、個々の議員が実施する政務活動へも政務活動費を充当することができるものとする。

## 2 政務活動費を充てることができる経費の範囲

経 費	内 容
調査研究費	会派が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費 （資料印刷費、委託費、文書通信費、交通費、宿泊費 等）
研 修 費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 他の団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費 〔 1 会場費・機材借上費、講師謝金、会費、文書通信費、交通費、宿泊費 等 〕 〔 2 研修参加費、文書通信費、交通費、宿泊費 等 〕
広聴広報費	会派が行う住民相談等の広聴活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費 （広報紙・報告書等印刷費、委託費、文書通信費、交通費 等）
要請陳情活動費	会派が行う要請陳情活動に要する経費 （資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費 等）
会 議 費	1 会派が行う各種会議に要する経費 2 他の団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費 〔 1 会場費・機材借上費、講師謝金、資料印刷費、文書通信費、交通費 等 〕 〔 2 会議参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等 〕
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 （印刷・製本代、委託費、原稿料 等）

資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費 (書籍購入代、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料 等)
事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 (事務用品・備品・消耗品購入費、備品維持費、文書通信費、 事務所借上料・管理運営費 等)
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費 (給料・手当、社会保険料、賃金 等)

【条例第7条（別表）】

### 3 政務活動費の充当が不適当な経費（参考事例）

#### (1) 政党活動経費

- ・党大会への出席に要する経費及び党大会賛助金等に要する経費
- ・政党活動、県連活動に要する経費
- ・政党構成員として招待された式典、会合への出席に要する経費
- ・政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・政党組織の事務所の設置及び維持に要する経費（人件費を含む）
- ・政党の役員経費（専従役員に対する給与、各種手当等）に要する経費

#### (2) 選挙活動経費

- ・選挙運動及び選挙活動（公認推薦料、陣中見舞い等）に要する経費
- ・衆・参議院選挙などでの各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成等に要する経費

#### (3) 後援会活動経費

- ・後援会活動に要する経費
- ・後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・後援会事務所の設置及び維持に要する経費（人件費を含む）
- ・後援会主催の「県政報告会」等の開催に要する経費

#### (4) 私的経費

- ・団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席に要する経費
- ・香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭や祝賀会の出席に要する経費
- ・病氣見舞い、餞別、中元・歳暮、電報、年賀状の購入・印刷等の儀礼に要する経費
- ・檀家総代会、報恩講、宮参り等の宗教活動に要する経費
- ・観光、レクリエーション、私的な旅行等に要する経費
- ・親睦会又は飲食・会食を主目的とした各種会合、レクリエーション大会等の開催及び参加に要する経費

- ・議員が他の団体（農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等）の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会及び総会等への出席に要する経費
- ・個人の立場で加入している団体などに対する会費等の経費  
（町内会費、公民館費、PTA 会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、及び老人クラブ会費等で、議員個人に本来帰属する会費）

#### （５）その他適当でない経費

- ・挨拶、会食やテープカットだけの出席に要する経費  
（JA、土地改良区、森林組合の総会及び出初め式等の挨拶だけの出席）  
（町内会、老人クラブ、婦人会の新年会等の会食だけの出席）  
（起工式、竣工式等への出席）
- ・バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食に要する経費
- ・事務所や自動車の購入及び維持・修理に要する経費
- ・社会通念上妥当性を越えた経費や公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費  
（公職選挙法第199条の2〔公職の候補者等の寄付禁止〕等）
- ・政務活動に直接必要としない備品の購入等に要する経費  
（冷蔵庫、美術品、装飾品、衣服等）
- ・団体の活動総体が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費月会費等の経費

## Ⅱ 充実に当たっての運用について

### 1 実費弁償の原則

政務活動は会派（議員）の自発的な意思に基づき行なわれるものであることから、政務活動費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、政務活動に要した費用の実費に充当（実費弁償）することを原則とする。

ただし、政務活動のために自家用車を使用した場合の交通費（燃料代）及び宿泊した際の食卓料については、実費の把握が困難であること等から、一定の基準（定額）で充当するものとする。

### 2 按分に当たっての指針

会派（議員）活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が政務活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっていることが通例である。

このことから、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不適當な場合にあっては、各活動の実績に応じた按分により充当することとし、按分の基準は以下のとおりとする。

#### （１）按分を要する項目

政務活動費を条例第7条別表に掲げる項目（P1「2政務活動費を充てることができる経費の範囲」）のうち、事務費及び人件費に充当する場合で、政務活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分し難い場合にあっては、時間割合その他合理的な方法により按分して充当するものとする。

なお、必要な場合には、その他の項目についても実態に応じ、按分して充当するものとする。

#### （２）按分割合の上限

事務費（専ら政務活動のために使用される事務所並びに事務機器に係る経費を除く。）及び人件費（専ら政務活動業務のために雇用した職員及び勤務実績表等により政務活動業務と他の業務に従事した実態が明確に区分できる職員に係る人件費を除く。）の按分については、2分の1を上限とする。

#### （３）証拠書類への記載

按分により政務活動費を充当する場合には、按分率の積算根拠を明確にするとともに、領収書その他の証拠書類に、按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務活動費の支出額を付記するものとする。